

第五次地域管理経営計画書

第一次変更計画書

(吉野川森林計画区)

計画期間 [自 平成29年4月1日]
[至 平成34年3月31日]

[変更年月 平成30年3月]

四国森林管理局

第五次地域管理経営計画（吉野川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程(平成11年1月21日付け農林水産省訓令第2号)第6条第9項に基づき変更する。

- ① 保護林制度改正に伴う保護林の種類等の変更及び「多様な活動の森」の新規設定
- ② 管理経営の指針の見直し

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項
 - ② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
 - (3)特に保護を図るべき森林に関する事項
 - ① 保護林
- 6 国民参加による森林の整備に関する事項
 - (1)国民参加の森林に関する事項

別冊 管理経営の指針

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	
	自然維持タイプ	うち保護林
面 積	3,331	<u>446</u>

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

地域固有の生物群集を有する森林について、森林生態系からなる自然環境の維持等に資することを目的とする生物群集保護林^{*10}を設定し、原則として自然の推移に委ねる管理を行う。

保護林の種類別の名称及び面積

種類	名称	面積 (ha)
<u>生物群集保護林</u>	<small>つるぎさん</small> <u>剣山</u>	<u>446</u>

注：郷土の森「津志嶽シャクナゲ」については廃止する。

*10 生物群集保護林…森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的に保護・管理する、地域固有の生物群集を有する森林

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等による自主的な森林整備等自ら森林づくりに参加したいという国民の要請を踏まえ、フィールドの提供等を行う。

また、「多様な活動の森」については、要請に応じて技術指導を行うなど、地域の特色を活かした森林づくり活動を支援する。

多様な活動の森の名称、面積及び位置

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
<small>っしだけ</small> 津志嶽シャクナゲ郷土の森	18	83い